

**令和3年度第1回
おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議**

日 時 令和3年8月27日（金）
14時～16時
場 所 本庁舎 201会議室

— 次 第 —

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 町長あいさつ
4. 案 件
 - (1) 会長・副会長選任について
 - (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組について
 - (3) 総合戦略関連事業検証部会の開催について
 - (4) 検証部員の選任について
 - (5) 地方創生に関する意見交換について

配布資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略・おいらせ町人口ビジョン・別紙1 新規事業の検討について・別紙2 過去の検証事業について・別紙3 評価・検証方法等について |
|--|

委嘱状交付

おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員名簿

令和3年8月27日～令和5年8月26日 委嘱の日から2年間

| No. | 条例区分 第3条関係 | 地方創生国区分 (産官学金労言士) | 所属団体 | 職名 | 氏名 |
|-----|--------------------|----------------------|------------------------------------|----------------|--------|
| 1 | 国又は県の地方 行政機関の職員 | 行政機関 | 厚生労働省青森労働局 三沢公共職業安定所 | 所長 | 山谷 良子 |
| 2 | 国又は県の地方 行政機関の職員 | 行政機関 | 上北地域県民局地域 連携部地域支援チー ム | リーダー | 杉山 智明 |
| 3 | 公共的団体の役 員及び職員 | 産業界 | おいらせ町商工会 | | 藪 豊子 |
| 4 | 公共的団体の役 員及び職員 | 住民 | おいらせ町地域活動 連絡協議会 | 会長 | 福田 由佳子 |
| 5 | その他 | 産業界 | 下田タウン株式会社 | 代表取締役 社長 | 木村 賢一 |
| 6 | その他 | 金融機関 | 青森銀行百石支店 | 支店長 | 常田 淳 |
| 7 | その他 | 教育機関 | 青森県立百石高等学校 | 校長 | 中村 豊 |
| 8 | 学識経験 | 教育機関 | 独立行政法人国立高 等専門学校機構八戸 工業高等専門学校 | 総合科学 教育科 教授 | 河村 信治 |
| 9 | 公募委員 | 住民 | CONSE | 代表 | 赤石 英二 |
| 10 | 公募委員 | 住民 | | | 小川 雅幸 |

(事務局)

政策推進課 課長 柏崎 勝徳
課長補佐 袴田 笑美子
主査 袴田 健裕

(1) 会長・副会長選任について

条例別表1 会長等の選任方法により委員の互選により選出する。

会 長 _____

副会長 _____

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関の設置）

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の委嘱等）

第4条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるものうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

| 附属機関 | 所掌事項 | 委員の定数 | 委員の構成 | 委員の任期 | 会長等の選任方法 | 庶務担当課 |
|------------------------|---|----------------------|---|-------|--------------------------------|-------|
| おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 | 町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること。 (1) おいらせ町人口ビジョンに関する事項 (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生（以下「総合戦略」という。）の策定及び見直しに関する事項 (3) 総合戦略の検証に関する事項 (4) その他町長が必要と認める事項 | 20人以内 （公募による者を含む） | (1) 町教育委員会の委員 (2) 町農業委員会の委員 (3) 国又は県の地方行政機関の職員 (4) 町内の公共的団体の役員及び職員 (5) 学識経験を有する者 (6) その他町長が必要と認める者 | 2年 | (1) 会長等の互選 (2) 副会長委員の互選 | 政策推進課 |

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組について

①おいらせ町の総合戦略について

これまでの経緯

「総合戦略」とは、「長期ビジョン」を踏まえ、計画期間の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

国では、まち・ひと・しごと創生法第8条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成26年12月27日に決めました。

当町では、「おいらせ町人口ビジョン」で掲げた基本的視点を踏まえ、国や県の総合戦略を勘案し、2015年度を初年度とする今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定しました。令和2年3月には、前期の総合戦略や社会情勢の変化を踏まえ、新たに5年を計画期間とした第2期総合戦略を策定しています。

【おいらせ町人口ビジョン令和2年改訂版】

・令和2年改訂版おいらせ町人口ビジョンで掲げた4つの基本的視点

- | |
|---|
| ①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ②新しいひとの流れをつくる ③安心して働けるようにする ④安心してゆとりのある生活を実現する |
|---|

【第2期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

・第2期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

| | |
|------|---|
| 目 的 | おいらせ町の人口減少の克服や雇用を含めた地域・経済の活性化 |
| 計画期間 | 2020年度～2024年度（令和2年度～令和6年度） |
| 基本目標 | ①結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり ②新しいひとの流れによる交流の促進 ③地域産業の育成と活性化の推進 ④安心な暮らしを支える機能の維持 |
| 重点戦略 | 「若い世代の就労と子育て環境を充実させ、移住・定住を促進する」 |

[参考資料]

- ・おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・おいらせ町人口ビジョン

②推進体制

- ・まち・ひと・しごと創生推進本部（町幹部職員 19 名：決定機関）
- ・まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会（町課長補佐職員 12 名：施策の企画調整等）
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（外部委員組織 10 名：諮問機関）
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略会議検証部会（戦略会議内組織：事業検証作業）

③新規事業の検討について

国の地方創生推進交付金や、県の元気な地域づくり支援事業費補助金、企業版ふるさと納税などの財源を活用した新たな事業の掘り起こし、地方創生幹事会を中心に研究・検討します。

- ・別紙 1 新規事業の検討について

(3) 総合戦略関連事業検証部会の開催について

①検証部会の開催

総合戦略において設定した KPI を達成するための施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改訂するなど PDCA サイクルを取り入れ、継続して実施していく必要があります。令和 2 年度の事業について事業検証を行うため検証部会を設置し、事業検証を行います。検証に際し、頂いた意見を踏まえ関連事業の見直しを行います。

※総合戦略には、基本目標ごとに 5 か年の成果を測る数値目標を示しており、具体的施策（取り組み）ごとに KPI（重要業績指標）を設定しています。

②検証事業の検証方法等について

検証する事業については、昨年度（令和 2 年度）の事業の中から 5 事業程度を選定し、検証を行います。

- ・別紙 2 過去の検証事業について
- ・別紙 3 評価・検証方法等について

【参考：今年度のスケジュール】

| No. | 時期 | 内容 | 部署 |
|-----|---------------|--|----------|
| 1 | R3. 3 | ○令和 2 年度検証結果、戦略会議経過、次年度方針の決定 | 本部会議 |
| 2 | R3. 8 | ○組織会、総合戦略の取組経過、検証部会委員の選出、地方創生に関する意見聴取 | 戦略会議 |
| 3 | R3. 9 | ○地方創生関連新規事業の検討① | 幹事会 |
| 4 | 〃 | ○総合戦略進捗状況（KPI）調査 | 政策推進課 |
| 5 | R3. 10 | ○地方創生関連事業の検証 | 検証部会 |
| 6 | R3. 11 | ○地方創生関連新規事業の検討② | 幹事会 |
| 7 | R3. 11 ～12 | ○検証部会・進捗状況（KPI）・新規事業検討状況の報告・戦略見直し（案）の報告 ⇒ 意見聴取 | 戦略会議 |
| 8 | R4. 2 | ○戦略進捗報告、次年度方針協議 | 幹事会・本部会議 |
| 9 | ～3 | ○検証結果など各種経過などを報告 | 議会 |

(4) 検証部員の選任について

検証部会においては、戦略会議委員の中から5名を選任し、事業検証を実施します。

| 役職 | 氏名 |
|------|----|
| 部会長 | |
| 副部会長 | |
| 部員 | |
| 部員 | |
| 部員 | |

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

(会長等)

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下単に「委員」という。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

